

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2017. 8.10発行〈通巻第480号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



訪英報告 イギリスのアスベスト問題と シェフィールドにおけるAction Mesothelioma Day(AMD) .....	2
安全のきいわあど その16 元方事業者 .....	7
介護と労災 (1)介護事業の多様性 .....	8
連続講座「そんなん無理」って誰が決めた？ 見逃される通勤災害 第10回 .....	10
連載 それぞれのアスベスト禍 その73 古川和子 .....	12
「もうひとつの約束」上映会 .....	14
韓国からのニュース .....	15
前線から .....	18
眼の水晶体の等価線量限度引き下げ議論開始 放射線審議会／中央	

7月の新聞記事から／19  
表紙／イギリス・ロッチデールのアスベスト紡織工場跡  
(本文2ページ)

## ◆訪英報告 (2017年7月4日～7月9日)

# イギリスのアスベスト問題と シェフィールドにおける Action Mesothelioma Day (AMD)

今年の7月4日から9日まで、イギリスにおいてアクション・メソゼリオマデー(中皮腫の日)に参加するために、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」は訪英団を組織し、関西労働者安全センターからも酒井が同行した。20名からなる団員は5カ所に振り分けられて、各地でそれぞれの中皮腫の日を体験することになった。初日のマンチェスターでの集合研修と、シェフィールドにおける中皮腫の日について報告する。

初日はスレーター・ゴードン弁護士事務所で開催された。イギリスのアスベ

スト問題を丸一日掛けて網羅的に学習する機会は日本では全くなかったが、アスベスト健康被害とそれに対する取り組みの歴史は日本よりも長い。闘いの先頭に立った人々の名前を冠した〇〇基金という団体も存在する。

イギリスにおけるアスベスト問題の歴史を学ぶ一貫として、マンチェスターの北20キロほどにあるロッチデールにはTerner & Newall社の跡地を訪れた(表紙写真参照)。この工場は1871年にTerner & Brothersという織物工場から始まり、1879年にはアスベスト布の製造を開始している。世界最大級の工場であり、最も古

い工場の一つでもあるだろう。敷地内の廃アスベストは、この地の再利用を妨げており、現在でも「問題はない」と結論付けようとする行政と地域住民の間での闘いが続いている。

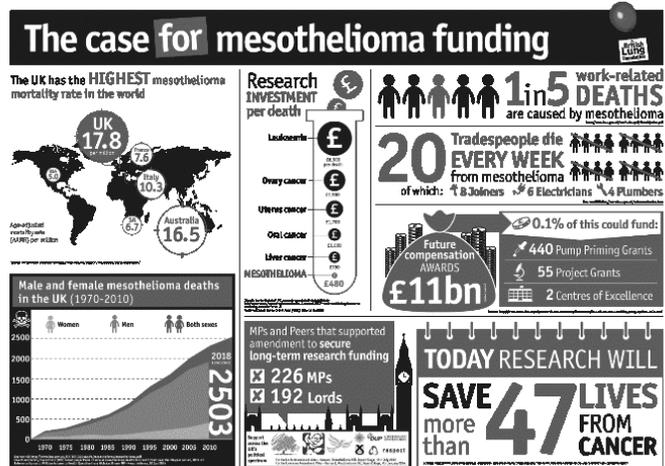
2日目から訪英団は5カ所に分かれてそれぞれの地で中皮腫の日イベントに出席した。



「中皮腫の日」は、イギリスのアスベスト健康被害被災者の支援団体が2005年に全国ネットワーク化したことを記念して始まった行事で、同日に各地でアスベスト健康被害問題を啓発するイベントを行うことになっている。アスベストによる健康被害は種々あるにもかかわらず、「中皮腫の日」という名称になっていることにつ

いては「まあ、いろいろ議論はあったけどね。肺がんの患者さんや家族が来ちゃ行けない、ってわけじゃないのよ。もちろん、是非来てほしいわ」と訪英団を受け入れるポーラ・ウォーカー氏が話してくれたが、イギリス社会における「中皮腫の日」の重要性は、British Lung Foundationの作成したチラシにも見られるように、中皮腫はもっと注目され、研究が進められるべき疾病であるということを国内により広めていこうという考えもあるのではないだろうか。中皮腫専門看護師を擁する慈善団体 Mesothelioma UK や、June Hancock Mesothelioma Research Fund などの慈善団体などの協力もあり、中皮腫の日は毎年開催されている。

2006年から続くサウスヨークシャーにおける SARAG (シェフィールド・ロゼラム・アスベストグループ) 主催の「中皮腫の日」は、毎年2時間ほどの時間内に、屋外での記念式典(物故者ひとりひとりの名前をパブリックリーディング(公の場での読み



上げ))、屋内会場における各分野からの報告、軽食会あるいは昼食会を行っている。

SARAG は安全衛生の専門家や労組の安全衛生部門担当者らによって1995年に結成され、サウスヨークシャーを中心にアスベスト疾患の罹患者支援を行ってきた。もともとはその名のとおりシェフィールドとロゼラムというサウスヨークシャーの2つの都市で始まった活動だったが、ドンカスターの鉄道車両修理工場における元従業員をはじめ、サウスヨークシャー全域にわたって支援の手を拡げるようになったことから、SARAG -South Yorkshire Asbestos Victims Support Group と名称を追加している。

SARAG のウェブサイトを参考に、ここ数年のシェフィールドにおける中皮腫の日の開催状況を見てみると、中皮腫の日には、毎年名誉市長 (Lord Mayor) が参加し、彼らによる開会の辞からはじまる。研究社の新英和中辞典によると、名誉市長とは、ロンドンなどの特定の大都市における市長を指し、名誉職で任期は1年となっている。

本年の名誉市長はアン・マーフィー氏という下の写真の中心に写っている、帽子を被った女性である。マーフィー氏とAMDとの関わりで言うと、従妹のアンドレアさんのご主人が中皮腫で闘病中であり、アンドレアさんはこの日もご主人とふたりでイベントに参加している。続いてパブリックリーディングで亡くなった方を偲んだあと、屋内会場に移動する。シェフィールド市内のノーザンゼネラル病院の専門医からは“Where we were, where we are”と題する、イギリスにおける中皮腫診断の発展と、今後求められる設備や技術についての講演、中皮腫に寄せるシェフィールド労働組合協議会事務局長からの連帯挨拶、June Hancock Mesothelioma Research Fundのエイドリアン・バッジン氏から団体の活動報告、中皮腫専門看護師のヘレナ・スタンリー氏からの中皮腫治療に関する情報提供、といったミニ講演が続いたあと、日本からの訪問団が紹介された。

訪問団には、石綿肺がんで療養中の久保さん、10年前にご主人を中皮腫で亡くさ



中央が名誉市長アン・マーフィー氏

れた阿部さんが加わっていたことから、彼らに対して多くの人から声をかけてもらいたいと紹介したうえ、安全センター関係者である愛媛労働安全衛生センターの白石さんや私は、昼食会の間に現地の患者さんやご遺族のテーブルを回って交流を促した。

### SARAG の活動

SARAG は現在ポーラ・ウォーカー氏を含む2名のパートタイム職員で運営され、労組出身のアンディ・ターナー氏が議長を務めている。

ターナー議長は公務員であったが、組合専従期間を経たのち現場には復帰せず、そのまま安全衛生活動家として俸給を受けながら活動を継続している。もちろん時間をかけて当局を説得し現在の地位を獲得したのであるが、アスベスト問題が「安全衛生が市民全員の利益に資するだけではなく、アスベスト問題も市全体の問題でもあるため、俸給を払うに値する活動である」という彼の主張に最終的には当局が納得したというのだから、彼が幸運に恵まれているだけではなく、「安全衛生は市民全員の問題」という主張が受け入れられやすい話なのではないだろうか。AMDにおいても、労組ローカルセンターの事務局長が、アスベスト問題はすべての働く人、働いてきた人とその家族にかかわる問題であり、ローカルセンターとしても最重要課題であるという挨拶をしていたことを考えると、この解釈も一概にこじつけとは言い切れないだろう。

私たち訪問団の受け入れを担当してくれたポーラ・ウォーカー氏は、2004年から



をポーラ・ウォーカー氏が掲げ、その前にジョー・リットソン氏と地方議員が小切手ボードを掲げた写真が掲載されている。記事には SARAG のメールアドレスと電話番号も載っているのので、この記事を読んだ読者がまた SARAG にコンタクトを取るのだろう。こうしてまた次の支援につながっていくのである。

### 市民活動

SARAG の事務局スタッフとして働いているが、多くのボランティアに助けられているとはいえ、年間 300 件の相談を 2 名でこなしている。財政に余裕はないが、「次の 12 月までしか保たないわね」とこともなげに言う。もともと社会保障や医療保障に興味があって、関連する活動をしていたというウォーカー氏は、SARAG 職員の公募があげられたときに応募してきたということだが、このような活動に潤沢な予算が付くという考えは彼女ももともと持っていない。地道な活動を続けていけば、あとから寄付が寄せられると考えているようである。実際、私たちが帰国した直後にドンカスター地協労組から 2500 ポンドの寄付を受けたというブログ記事が見つかった。「SARAG の活動によりドンカスターの被害者に対して 254 万 4122 ポンドが支払われた」と記載されている。写真には Mesothelioma deaths in the UK と題する、イギリスにおける 1994 年からの中皮腫被災者の上昇をグラフ化したフリップボード

イギリス滞在中、Public activity という表現を何度か聞いた。住民運動と訳す辞書もあるが、イギリスでは地域ボランティア、というような使われ方がふさわしいと思う。

どのようにボランティア活動を始めるとか尋ねてみると、「自分の関心のある問題について情報発信をすること」という回答が始めに来る。まずは 1 名でも 2 名でも仲間を集め、そして寄付を募ったり、事業でお金を稼いだりして活動の費用を獲得する。事業と言っても大規模なものだけではなく、バザーやティーパーティを通じて得



ドンカスター市議 R. ウィンターソンのブログより  
中央がポーラ・ウォーカー氏、右がジョー・リットソン氏

た売り上げや参加費も含まれる。このような地域ボランティア活動について、今はインターネットで情報発信ができるから便利だというコメントも数名の回答者の口から出てきた。

今回の滞在中、シェフィールド市内の2軒でホームステイのお世話になっているが、そのひとつであるナオミ・ブレント氏はパートナーの“カクタス”・リーチ氏とともに元は労働安全衛生活動家として活躍してこられた。現在は公園内の一部を庭園にし、その管理ボランティアを行っている。ナオミ氏は現在もアスベスト問題にも取り組み、SARAGのボランティアメンバーとして労を辞さないが、一方のカクタス氏はSARAGに関わっていないようである。

また、もう1軒のホームステイ先であるリンゼイ・スポング氏は、15年前に夫を中皮腫で失っており、女手ひとつで子ど

も3人を育ててきた経緯があるが、アスベスト健康被害で家族を失った者としてよりも、ブレント氏との公園ボランティアつながりで今回のホームステイを引き受けてくれたようである。スポング氏は、「是非見せたいものがある」と私たちを市から借り上げた地域菜園に連れて行き、周辺環境の良さを保つことの重要性を説いた。

このように中皮腫の日だけに焦点を当てるのではなく、彼らが今生きている生活圏や関心事を積極的に披露してくれたおかげで、どのような人生を送ってきたのか、そして現在送っているのかを垣間見ることができた。おかげで訪問団にとっても、被災者や遺族としてだけではなく、今の自分たちについて話をするきっかけになり、将来に関するトピックを共有することができたのではないだろうか。今後の交流が続くことを期待したい。

## 国家と石綿

ールポ・アスベスト被害者「息ほしき人々」の闘い



永尾 俊彦 著 現代書館  
2700 円＋税

「見えない時限爆弾」と言われる石綿問題。石綿は放射能同様に人間の五感ではまったく察知できず、見えず匂わず、人間が認識するのは不可能で、体内に入ってしまうと取り出せない発癌物質だ。日本では対策が大幅に遅れ、すべての日本人の肺に石綿が混入しているといわれる。

大阪泉南地域の元紡績工場経営者は、祖父が経営していた時代に石綿紡織品を製造していたことから元労働者が健康被害を受けていたことを知る。そして、その贖罪のために被害者を組織し、弁護士や支援者らとともに国を相手取った損害賠償請求運動に立ち上がり、ついに最高裁で勝利を勝ち取る。日本民衆運動史に残る感動の記録。



## その 16：元方事業者

法令でしか使わない用語の典型例と言っ  
ていいかもしれない。その意味は労働安全衛  
生法第 15 条第 1 項の冒頭に書いてある。

「事業者で、一の場所において行う事業の仕  
事の一部を請負人に請け負わせているもの  
(当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約  
が二以上あるため、その者が二以上あること  
となるときは、当該請負契約のうちの最も先  
次の請負契約における注文者とする。以下「元  
方事業者」という。)」

この定義に当てはまれば、業種に関わり  
なくどんな事業でも元方事業者ということに  
なる。つまり一つの場所で行う仕事の一部を  
下請させて、それ以外の仕事を自らが行う事  
業者をいうものだ。建設業などのように請負  
が重層的になっている場合は、該当する事業  
者が二つ以上あることになるが、そういうと  
きは最も先次の請負契約の注文者が元方事業  
者となる。また、仕事の全部を請け負わせて  
いる注文者は元方事業者とはならない。

この元方事業者のうち、建設業と造船業  
を行うものを「特定元方事業者」といい、「統  
括安全衛生責任者」の選任（第 15 条）など  
の特別の安全衛生管理体制、協議組織の設置  
運営、作業間の連絡調整などの措置義務（第  
30 条）といった様々な義務が負わされてい  
る。また 2005 年の法改正で、製造業の元方  
事業者も建設業等と同様の措置をとることが  
義務付けられた。

これらの労働安全衛生法と労働安全衛生  
規則で似通った用語がたくさん使われてい  
る。第 15 条に出てくる統括安全衛生責任者  
以外に出てくるのは次のとおり。

安全衛生責任者（第 16 条）：建設業、造  
船業の事業で請負人が選任する。

元方安全衛生管理者（第 15 条の 2）：建設  
業の元方事業者が選任する。

店社安全衛生管理者（第 15 条の 3）：統括  
安全衛生責任者の選任が義務付けられ  
る規模（すい道等建設、橋梁の建設等  
で 30 人以上、その他の建設業 50 人以上）  
未満の建設業の事業場で選任する。

ともかくややこしいが、すべての元方事  
業者に義務付けられた規制は、第 29 条とい  
うことになる。

(元方事業者の講ずべき措置等)

第 29 条 元方事業者は、関係請負人及び  
関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、  
この法律又はこれに基づく命令の規定に  
違反しないよう必要な指導を行なわな  
ければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負  
人の労働者が、当該仕事に関し、この法  
律又はこれに基づく命令の規定に違反し  
ていると認めるときは、是正のため必要  
な指示を行なわなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその  
労働者は、当該指示に従わなければならない。

ちょっと考えたら当たり前の話だ。仕事  
をしている場所は、注文者の管理責任がある  
施設であり、場合によっては注文者所有の機  
械を使うかもしれない。つまり元方事業者は、  
請負人に注文したのだからといっても責任は  
免れないよということだ。ただしこの第 29  
条は、罰則規定はない。

# 介護と労災

## (1) 介護事業の多様性

### 訪問介護の交通災害

2015年7月。中型バイクに乗っていたAさんは、京都市郊外の交差点で、信号が青になるかならないかの瞬間に、勢いをつけて直進した。右から直進車両が突っ込んできて、Aさんと追突。Aさんは両足大腿骨を開放骨折、右手首を骨折した。路上に横たわりながら、破損した携帯電話で事業所に電話を入れて、事故が起きたので早朝の起床介護に行けない旨を伝えて、救急車で搬送された。入院期間は半年以上、職場復帰は事故からおおよそ1年後になった。現在は、同事業所で介護コーディネーターに配置転換されて働いている。小学生の娘から「お父さんもう走れへんの!？」と言われて、「わからん!」と笑いながら答えていた。

2015年8月。原付バイクで介護先に移動中だったBさんは、雨のなか国道を走行していた。大型トラックが横を通った拍子にふらついて転倒。足の打撲と擦り傷ですんだ。おおよそ一ヶ月間、休業した。壊れたメガネをかけて、顔の右部分を腫れ上がらせている姿は痛々しかった。長時間の介護もしながら、送迎コーディネートの責任者をしていた。

2015年9月。介護を終えて、次の介護

先に原付バイクで移動していたCさんは、細道を走っている時に車の幅よせに気づかず、接触して転倒。頭部を強打して、意識不明。意識が回復してからも、Cさんはほとんどの記憶を失った。2017年春、亡くなった。利用者と仲良くケンカしているような人だった。

2015年10月。介護先から事務所に移動しようと自転車で坂道を下っていたDさんは、転倒して記憶を失った。目撃者によると、コンビニ前の側溝に車輪をとられて激しく転倒したらしい。顔面をアスファルトに強打して、前歯をほとんど失った。記憶障害はしばらく続いたが、半年後に職場復帰し、介護と送迎の仕事に復帰した。

### 介護産業の労災統計

これらの交通災害は、京都市にある障害者の訪問介護派遣事業所で起こった事例である。2015年は最もひどく、この他にも交通災害はハイペースで続いていた。私は10年以上介護産業で働いてきたが、自分の経験上、もっともインパクトが強い労災事故は「通勤および業務中の交通災害」である。事故にあった人の被害が大きく、復職にいたらないケースが多かったからだ。件数も多い。1日で複数の訪問先を短時間で移動するプレッシャーがあり、業務との

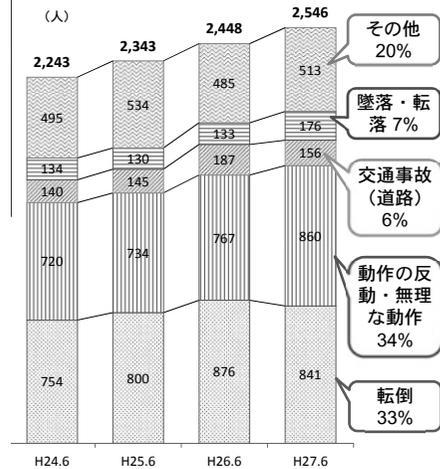
因果関係も深い。だが、第三次産業・医療福祉産業の労災事故調査や統計分析では、交通災害は注目されない。介護労災といえば、とにかく腰痛と転倒だ。

厚生労働省「社会福祉・介護事業における労働災害の発生状況」（2015年12月1日）では、社会福祉施設（訪問介護等の在宅サービス含む）の労働災害発生状況は、右肩上がりで増加している（表1参照）。2015年6月の災害の内訳は、「動作の反動・無理な動作」が860件（34%）、「転倒」が841件（33%）、「墜落・転落」が176件（7%）、「交通事故（道路）」が156件（6%）である。サービス利用者増加とともに労働者増加が、労働災害の増加につながっているとも言われる。厚生労働省は、労働災害の半数以上が「50歳以上」であることと、「経験年数3年未満の被災者が4割以上」であることを根拠に、雇入時の安全衛生教育に力を入れはじめた。厚生労働省中央労働災害防止協会「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル」（2017年2月）は、タイトルどおり、「高齢者介護施設」の雇入れ時のマニュアルであり、腰痛と転倒に力点がある。

### 介護のリアルな統計を

もちろん統計分析から、被災が起きやすい職場環境・特定の属性の被災者にアプローチするのは当然と思える。しかし、もとデータになっている「労働死傷病報告の休業4日以上死傷者数」から、「高齢者施設の腰痛・転倒対策」を中心に置く統計

表1「社会福祉施設」労働災害発生状況の推移  
(上半期(1月～6月)速報値)



分析の手続きは妥当だろうか。多様な事業体を区別しない「社会福祉・介護産業」というカテゴリーはあまりに大きすぎる。介護保険事業所か障害者福祉事業所か、施設か在宅か、就労支援か、相談支援か等々によって、職場環境は大きく異なる。これらの変数を入れることで、統計結果も変動するだろう。上記のような障害者福祉の訪問介護事業所において、交通災害は、重く、暗く、つらい、そして、ありふれた事件なのだが、それが統計分析の過程で消し去られるのは、違和感がある。

介護産業と労働者の安全衛生対策は、介護産業に特化した統計・厚生労働省「福祉施設等調査の概況」等を使用して、「在宅訪問」「入所施設」「通所施設」、「高齢者」「障害者」「こども」「生活保護」程度は分けて考えないと、介護職場のリアルには届かない。障害者の訪問介護派遣事業所で起こる交通災害を、マイノリティとして無視させない統計分析と職場の安全対策を考えていきたい。（事務局：高橋慎一）

## 《連続講座》

# 「そんな無理」って誰が決めた？ 見逃される通勤災害

## 第10回 自宅の範囲（住居その4）

今回は自宅の範囲について学習する。解説書などで紹介されているケースは、「マイカー通勤をしている被災労働者は、当日出勤のため、自宅敷地内にある車庫から車を車庫外に出そうと操作したが、車庫内の地盤が凍結しているためスリップして車が出ないので、妻を呼びふたりで車を押し出し中、たまたま車庫に立てかけてあった木ぞりに足が触れたため、それが倒れてきて左足を負傷したものである。」という、雪国ならではの事故である。

本件については通勤災害とは認められなかったが、その理由については、自宅敷地内にある車庫は住居内にあり、被災労働者の住居内において発生した災害であるから、とされている。住居内ではなく、通勤経路内で発生した災害でなければ通勤災害として認められないのである。

住居とは、労働者が居住して日常生活の用に供するもので、労働者の就業のための拠点となる場所、ということはこちら数回繰り返し学習してきたところであるが、その範囲は屋内に限ったものではない。住居と通勤経路の境界は、「通常、一般の人が自由に通行することができるかどうかにより

区分することとされて」いることから、敷地内は住居の一部ということとなる。一般的に、門や外戸がその境界にあたるとされている。

そのため、出勤の際に家の玄関を出て外戸までに石段があるような家は気をつけなくてはならない。冒頭で紹介したケースのように、凍結のために玄関を出てから外戸までの階段において転倒して負傷しても、「家（敷地内）における負傷」として通勤災害として認められないからである。

一方、アパート住まいの被災者は、玄関を出ればそこはすでに通勤経路となる。実際に発生した事件として、「被災労働者は、出勤するため、アパートの二階の自室（住居）を出て階段を下りるとき、下から二段目のところで、靴のかかところが階段に引っか



かったため前のめりに転倒し、負傷」したケースや、「アパートの自室から出勤しようと通路へ出て鍵をかけるため玄関のドアの把手をつかもうとしたところ、風が吹いてきて、ドアが勢いよく閉まり、差し出していた右手をはさまれ負傷」したケースでは、アパートの階段や通路が通勤経路と認めるため通勤災害として認定されている。自室の玄関を出た通路は一般人が通行する

ことができる、という点が戸建て住まいと異なり、アパートの場合は玄関ドアが住居と通勤経路との境界ととらえられている。

となると、同じドアに手を挟まれるような事故あっても、戸外に門があるような戸建てで発生したときと、アパートのドアで手を挟んだときとでは解釈が変わるということになる。



## パワハラにあったとき どうすればいいかわかる本

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC)  
+ 磯村 大 (精神科医) 著

今、職場のいじめ、パワハラが増えています。

2013年度の労働局に寄せられた労働相談の内訳では、「いじめ・いやがらせ」が2年連続トップでした。

本書は、職場のいじめ、パワハラを受けたとき、当事者や相談を受けた職場仲間、経営者、家族たちが、どのように対応していけばいいのかが、すぐに役立つように、マンガを使って、Q&Aでわかりやすく書いた本。

合同出版 [http://www.godo-shuppan.co.jp/products/detail.php?product\\_id=455](http://www.godo-shuppan.co.jp/products/detail.php?product_id=455)  
サイズ:148mm × 210mm 発行日:2014.11.10 ページ数:144ページ

## 惨事ストレス — 救援者の“心のケア”

阪神・淡路大震災で初めて問題になった「惨事ストレス」は東日本大震災で深刻化しています。消防士・警察官、自衛隊員、自治体職員、教職員、ボランティアなどの救援者が、被災地の悲惨な現実を目の当たりにし、さらに先が見えない復興活動のなかで心身が疲弊し、体調を崩して心の病に陥り、自殺者まで出ています。

本書は、この救援者の「惨事ストレス」の現状を捉えなおしながら、心のケアを考えます。

(2014.12)

『惨事ストレス』編集委員会 [編著] 緑風出版  
四六版並製 / 216頁 / 2000円  
<http://www.ryokufu.com/isbn978-4-8461-1421-3n.html>



# 連載 それぞれのアスベスト禍 その73

## 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

古川和子

### 中皮腫発症8年目

まだ生きてます。しっかりと元気に 割と普通に生活してます。

現状報告するならば今までとほとんど変わりなく痛みが左胸背中にかけてあるのでレスキューを一日二回服用(30mg)してそれで間に合っている。その他では三か月前位から嚙声がある。鎖骨や心窩部に腫瘍があったのでいずれ反回神経麻痺がおこるだろうと予測していたが実際に声が出にくくなると今まで通りには会話が成立しなくて不便なことが多い。それ以外は特に変わりなく主治医も「無治療でここまで長生きしている人は今までいません」と言ってくれる。

大きな病気になったのにこれだけ自由気ままに生活してそのうえ思いのほか元気な状態で長生きできてる私。発症した頃の人生の予測は大きく裏切られこんな筈ではなかったのと思う。真央ちゃんに言わせれば「私の人生での大きな出来事ではない」だろうけど凡人の私には病気になったのは人生で大きな大きな出来事だった。

だからそれに焦点を合わせて人生設計を立てていたのにまさかの誤算で新たな人生設計を考えなければならぬ事態だ。

これからは病人のワードは端っこに置い

といて今までとは少し違った見方生き方にしていこう。

そんなことを思う今日この頃です。

これは、河村三枝さん(57歳)のブログの一節だ。河村さんは2010年2月に胸膜中皮腫と診断されたときはすでにリンパ節に転移があり「ステージ4」で手術適応外だった。

2011年12月の「広島・山口支部」の集会で初めて河村さんと出会った。その時の河村さんはどこでアスベストを吸ったのかわからなくて、環境省の実施する石綿救済法の認定を受けていた。そして私は「どこでアスベストを吸ったのか知りたい」という河村さんに「きっとばく露原因があるはず」と調査を約束した。

いつも通りの消去法で調べていくうちに「もしかしたら」と思いついたのが、産婦人科医院に勤務していた時のゴム手袋再生作業だった。

河村さんは1981年6月～86年1月、山口県の産婦人科病院に勤務していたときに2～3回、使用済みのゴム手袋を再利用するためガス滅菌する前、洗って乾かした手袋がくっつかないように「タルク」と呼ばれる打ち粉をまぶす作業をしていた。その際、打ち粉の中に含まれていたアスベストを吸い込んだのだ。

しかし看護師さんのそのような事例はない。その当時の「粉」がタルクだったという証拠はない。ましてアスベストが混入していたかどうか不明だ。

労災請求をしてもかなり困難な事例になるかもしれないと思い、あれこれ悩んでいた。そのような時関西労働者安全センターの片岡明彦事務局次長が「どうせやるなら、早く出せばいい」と言ってくれた。ポンと背中を押されて、一気に準備した。

ほどなく、ひょうご労働安全センターの西山和宏事務局長の協力のもと山口労働基準監督署に労災休業補償請求を行った。そして山口労基署が労災認定したのは2012年7月24日付だった。「手術用手袋の粉で中皮腫 元准看護師の石綿労災認定」という見出しが全国を駆け回った。日本看護協会にも大きな衝撃を与えたという。(詳細は本誌2012年10月号「それぞれのアスベスト禍その26」)

## 残されたものを大事に

最近思う事は、中皮腫8年生らしかからないと言うか、8年生だからこそか、色々な心の葛藤が生まれてくる。

と河村さんはブログに書いている。先日久しぶりに電話で長い時間おしゃべりした。かつての河村さんは、少しハスキーで明るい声だった。しかしいまは違う。「家族との会話も通じにくくなり、イライラする 때가あります」と言っている。最初は河村さんも気を遣いながら「こんな声でごめんなさい」と言っていたが徐々に緊張がほぐ



新宿駅西口で街宣車によって訴える河村さん 2015年5月

れてきたようだ。

河村さんは必ず私の健康も気遣ってくれる。今回も「膝の方は大丈夫ですか？眼は大丈夫ですか？」と最初に尋ねてくれた。そしてお互いに「こんな薬飲んでいる」と語り合う。元看護師の河村さんには私の薬の話はとてもよく通じる。

先日もさんざんお喋りしたあとに、河村さんは言った。「そうですね、いま残されているものを大事にして生きて行けばいいのですね」と。会話が不自由になってもパソコンのキーボードは打てるのだ。

「時々 大きな声で叫びたくなる。私は今生きているぞ〜っと」と河村さんがブログで書いているように、生きていることを実感できる日々であってほしい。

中皮腫患者の河村三枝さんではなく、河村三枝さんが中皮腫になったのだから。



# 映画上映会

## もうひとつの約束

### 巨大企業に立ち向かった 遺族たちの告発、労働者の闘い



この映画は、韓国のサムソン電子半導体工場で働き、白血病を患って2007年に22歳で他界したファン・ユミさんの父親、ファン・サンギさんの裁判闘争を元にキム・ユテン監督が取材し、脚本化したもの。

サムソン電子は、半導体の製造過程で使われる有機溶剤に人体に有害な化学物質が含まれている事実を、工員はおろか弁護士にさえ、企業機密だとして明らかにしませんでした。その結果、複数の労働者が急性骨髄性白血病やリンパ腫といった稀病を発症しました。被害者5人が2007年から二度にわたり勤労福祉公団に労災を申請しましたが、全員が不承認の通知を受けたため、2009年労災認定を求めてサムソン電子を提訴。2011年ファン・ユミさんら一部について労災が認められ、2014年8月の控訴審でも原判決が支持されて勤労福祉公団が上告を断念したことにより判決が確定しましたが、いまだ全面的な解決には至っていません。パルノリムはサムソン電子に対して、問題解決のために必要な「謝罪」と「補償」、そして「再発防止」を求め続けています。

製作資金は、韓国映画史上初のクラウドファンディング（不特定多数の人が、主にインターネット経由で財源の提供や協力などを行うこと）方式を採りました。ファンディングに参加した個人の数は一万人にのぼり、中にはサムソンの社員、サムソンの半導体研究者もいました。監督のキム・テユンや主演のパク・チョルミンもギャラを寄付したといえます。

#### <STORY>

江原道・束草（ソクチョ）のタクシー運転手、ハン・サング（パク・チョルミン）は妻と2人の子どもと、平凡ながら幸せな家庭を築いていた。娘のユンミ（パク・ヒジョン）が韓国随一の企業、ジンソン電子の半導体工場に就職したことに、家族も誇らげた。ところがほどなく、ユンミの体に異変が現れる。ジンソンの社員が見舞金を手に一家を訪れ、辞職願と労災申請放棄の覚書にサインを迫る中、ユンミは22歳の生涯を閉じる。病名は急性骨髄性白血病。

サングは労災を申請するが承認されず、労務士のナンジュ（キム・ギョリ）と共に、被害者を集め提訴に踏み切る。ジンソンの執拗な妨害工作に離脱者が相次ぐ中、サングは言う。「絶対にあきらめない。父親だから」そして裁判は結審を迎える。

日時：2017年9月1日（金） 18時30分より

場所：市民オフィス（大阪府中央区本町1-2-11 ウタカビル201）

入場無料

- ◆ 10月には、当事者のファン・サンギさんらを招いての集会を計画。  
その前に、ぜひ、映画を観ましょう

主催：関西労働者安全センター 問合せ：06-6943-1527

# 韓国からの ニュース

## ■文在寅（ムン・ジェイン）大統領「産業現場では労働者の生命・安全が最優先」

文在寅大統領が3日、「50回産業安全保険の日」の記念式に映像メッセージを送り、「政府の最優先の価値は国民の生命を保護すること」。「制度はもちろん、慣行まで変えるように産業安全のパラダイムを転換する」と伝えた。大統領が産業安全保険の日の記念式にメッセージを伝えたのは、1968年の行事開始以来初めて。

雇用労働部は今月中に、産業安全に関する元請け責任の強化と国民調査委員会の構成を主な内容とする総合対策を発表し、関連法の改正作業に入る。

### ◆生命・安全を脅かす危険の外注化は絶対禁止

大統領のメッセージは、△産業安全に対する元請け・発注者の責任強化、△安全確保に関する現場作業者の意見の収斂、△大事故の時の国民調査委員会の構成だ。大統領は「産業現場の危険を誘発する元請けと発注者が、それに相応しい責任を負うようにし、生命・安全に対する責任を外注化することが絶対ないようにする」と約束し、「死亡事故発生時には、現場の労働者の意見を聞いて安全確保の有無を確認し、大事故の発生時には、国民が参加する調査委員会を構成して、国民が納得するまで徹底して調査する」とした。

### ◆事故の構造的な原因把握、法・制度・慣行の改善

労働部は今月中に国土交通部など関係部署と協議して、大統領のメッセージを実現する具体的な方策を出す。労働部は指針やガイドライン、産業安全関連施行令の変更といった、政府の措

置で施行できる方策を先行して推進し、中・長期的に関連部署との協議を経て、産業安全保健法・建設産業基本法などの法令を改正する。  
2017年7月4日 毎日労働ニュース キム・ポンソク記者

## ■職場内の暴言・暴行に苦しむ感情労働者に「パワハラ防止法」は切実

「生老病死の現場なので、どこよりも感情の発露が深刻なところが病院です。」チェ・ミヨン韓国労総副委員長は、チェ副委員長は20年以上病院の看護師をしている。「看護師を『白衣の天使』と言うが、天使でなく白衣の『戦士』だ」と言うと、フロアーから共感の声が洩れた。

2013年のラーメン常務、2014年のピーナッツ回航とマンション警備員の自殺、2015年の富川デパートの土下座謝罪、2017年の移动通信社顧客センターの現場実習高校生の自殺。キーワードだけで分かる程、韓国社会を強打した代表的な「甲」質事件と自殺事件だ。このような事件で、韓国社会がどれ位不当な甲質病に罹っているか、労働者の職務ストレスと感情労働問題がどれ位深刻なのかが、社会的に再び問題化されている。

◆ドラマ製作現場の暴言・暴行は日常的に＝俳優のパク・チョルミンさんはドラマ・映画の撮影現場の裏話をした。「ドラマの現場は、1週間に70分ドラマ2編を作らなければならないので、絶対的に時間が足りない」。「全員が徹夜して事故が起ったり、助演者などに対する暴言・暴行も一度や二度ではない」。

◆「パワハラ防止法を通さなければ」＝健康福祉公団職業健康室長は感情労働者の職務ストレス解決のための国家的なインフラ作りを強調した。リュ室長は「日本では50人以上の事業場の事業主が、毎年1回以上職員のストレスをチェックし、心理的な問題があれば配置転換をしたり労働時間を短縮するなど、『社員のスト

レスチェック義務化』制度がある」。「我が国も日本の事例をベンチマークする必要がある」と話した。また、「パワハラ防止法(勤労基準法改正案)が国会に係留しているが、法改正の前でも、政府が先制的に顧客対応業種に、マニュアルを作って配布しなければならない」と話した。2017年7月4日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

### ■サムソン「LCD工場」の白血病にも初の労災認定

勤労福祉公団は、サムソン電子(現・サムソンディスプレイ)の天安事業場で5年7か月間働いて退職した後、2年目に白血病の診断を受けたキム某さん(33)が出した療養給付申請事件で、業務上疾病と判定した。半導体工場ではなく、LCD工場で白血病が認定されたのは今回が初めて。

労災承認申請の以後に行った天安事業場に対する産業安全保健研究院の疫学調査の結果は、「(白血病発病の原因になる)ベンゼン、ホルムアルデヒド、電離放射線などのばく露レベルが、現在確保できている資料に基づいていなかったり、低く推定し、業務関連性が低い」と業務上疾病ではないと判断したが、ソウル業務上疾病判定委員会は業務上疾病と認定されるとした。

判定文では、「このような一回だけの(疫学調査の)測定結果が、キムさんが働いていた日常的に続く作業過程の中で発生する、実際の有害物質のばく露現況を把握するには限界がある」。「キムさんは十分な保護装備を着用しておらず、勤務期間が長いことを見れば、作業環境測定の結果や疫学調査の結果よりも多くの発がん物質、または有害物質にばく露したと推定される」とし、「たとえば、それぞれの有害物質のばく露レベルが独自に発病する程ではなくても、有害物質に複合的に長期間ばく露した場合、白血病の発病または悪化を引き起こす可能



サムソン前パノリム籠城場、79人の亡くなった被害者の写真を掲げる

性がある」。「サムソン電子が最初の職場であり、白血病の潜伏期間と発病時のキムさんの年齢が25才である点も考慮して、白血病と業務とに相当な因果関係が認められる」とした。2017年7月7日 ハンギョレ新聞 パク・テウ記者

### ■サムソン半導体労働者の卵巣癌、二審でも労災認定

ソウル高法行政10部は7日、サムソン電子半導体事業部温陽(オニヤン)事業場で6年以上働いて退社後、2012年に卵巣癌で亡くなったイ・ウンジュさん(当時36才)の父親が出した、遺族給付と葬祭料不支給処分の取り消し訴訟で、原告勝訴判決を出した。昨年1月、ソウル行政法院が卵巣癌を業務上災害と認定した初めての判決が、二審でも維持された。2017年7月7日 ハンギョレ新聞 パク・ジョンシク記者

### ■現代車鋳物工場の白血病労働者に労災承認

現代自動車の鋳物工場で働き、白血病に罹った労働者が産業災害を認められた。自動車生産工場内の鋳物工程の労働者の白血病が労災と確認されたのは、今回が初めて。

1977年に現代車蔚山工場に入社したPさんは99年までの20年間、鋳物工場の電気保全業務を担当した。2015年5月に病院で急性リンパ性白血病の診断を受けたPさんは、2007

年にも多発性骨髄腫の診断を受けて闘病したことがある。蔚山工場で疫学調査を実施した産業安全保健研究院は、「ホルムアルデヒドなどにばく露したPさんの疾病は業務関連性が高い」という意見を出した。2017年7月13日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

### ■SKハイニックス労働者の悪性リンパ腫、初の労災認定

半導体労働者の健康と人権守り（パノリム）によれば、勤労福祉公団はSKハイニックス清州（チョンジュ）事業場の労働者・キム某さん（47）の労災保険療養給付支給申請を承認した。キムさんは1995年に装備エンジニアとして入社し、2005年10月に悪性リンパ腫に罹り、2015年3月に労災を申請した。SKハイニックスの労働者が職業性がんで労災を認められたのは初めて。

2年間の疫学調査をした産業安全保健研究院は「発がん物質へのばく露レベルが微小」とし、業務関連性が低いという結論を出したが、公団のソウル業務上疾病判定委員会は審議の結果、疫学調査の結果をひっくり返して、労災を認めた。ソウル疾判委は、キムさんが働いた草創期は安全が確保されていない状態で、十分な保護装具もなく、老朽化したインプラント設備のために放射線にばく露する危険が高かったと判断した。また、エンジニア業務の特性上、徹夜・非常勤務によって、有害因子に長時間ばく露した可能性が高いという点にも注目した。「このような事情を総合して見れば、様々な有害物質によって傷病が発病したと判断される」とした。2017年7月20日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

### ■石綿被害の疑いに、「全員調査法案」を発議

最大の石綿紡織工場があった釜山のある地域の小学校を卒業した30代の男性が、6月に悪

性中皮腫で死亡する事件が発生した。石綿疾患の潜伏期間は10～30年ほどで、小学校の時に紡織工場から漏れ出した石綿にばく露したと推定されている。亡くなった人は釜山市の石綿管理の対象者に含まれていなかった。

国会・政務委員会のキム・ヘヨン共に民主党議員は30日、「環境部と地方自治体が関係機関に個人情報などを確認して、石綿被害が疑われる者全員を把握できるようにする、石綿被害救済法の改正案を発議した」と明らかにした。

キム議員は「環境部と地方自治体はすべての石綿被害が疑われる者を対象に、健康影響調査の目的・方法を積極的に案内し、石綿被害を救済しなければならない」。「改正案が通過すれば、石綿被害者の全数調査ができ、調査の実効性を高めることができる」と話した。2017年7月31日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

### ■死を呼ぶ「無制限労働」が変わるか／環境労働委が勤労基準法改正を議論

国会・環境労働委員会が31日に雇用労働法案審査小委員会を開いて、週間労働時間の短縮と特例業種の縮小など、勤労基準法改正の本格的な議論に着手する。与野党は週間労働時間を52時間に短縮する方案を議論する。

現行の勤労基準法は、一日8時間ずつ40時間に1週に12時間ずつの延長労働を許容し、「週52時間労働」を規定する。しかし、雇用労働部が「休日労働は延長労働に含まない」とする行政解釈を出し、土・日に8時間ずつ合わせて16時間の超過勤務を許容し、週間労働時間を最大68時間まで許容してきた。

また、無制限な延長ができるようにしている勤労基準法59条に対する議論も行われる。

勤労基準法第59条は、週12時間に制限された延長労働時間と、休憩時間を守らなくても良い特例業種を規定している。ここには運輸業、

# 前線から

## 眼の水晶体の等価線量限度 引き下げ議論開始 放射線審議会

中央

放射線障害防止に関する諮問機関として原子力規制委員会に設置されている「放射線審議会」で、現行の水晶体の被ばく限度を引き下げのための検討が開始されている。

電離放射線障害防止規則では、実効線量で5年につき100mSv、かつ、1年につき50mSvとする限度が定められている（第4条）が、別に眼の水晶体については等価線量で1年につき150mSv、皮膚について500mSvを限度と定めている（第5条）。

この数値はICRP（国

際放射線防護委員会）の勧告にもとづいたものだったが、近年になって白内障を発症するしきい値となる線量が従来の数値より低いことが指摘されるようになり、2006年以降、同委員会の専門委で新基準が検討されてきたもの。2011年にはICRPの声明が出され、水晶体の等価線量の限度を5年につき100mSv、かつ、1年につき50mSvに引き下げる方向が示されたもの。

各国で基準の取り入れ作業が始まるのと同様に、日本においても必要な法令改

正へつなげる作業が開始されたものだ。

放射線審議会は7月25日に「眼の水晶体の放射線防護検討部会」を立ち上げ、正式に検討を開始した。議論の中では、とくに関連する作業として福島第一原発での廃炉工事従事者とIVR（画像下治療）に携わる医療従事者があげられ、そうした実態の把握と適切な線量測定や管理の方法、将来的な課題についても検討する実質的な議論をまとめるとした。

今後、検討が進められて年内を目途に結論をまとめている。廃炉作業での臓器別の被ばくはいまだ未知の部分も多く、また画像下治療という先端的な医療行為の中で直接的な従事者の被ばくは実態が十分に把握されているとも言い難い状況がある。今後の議論が注目されるところだ。

（17ページのつづき）  
通信業、金融保険業、医療・衛生業、映画製作業など、10業種が該当する。

現在回付されている法案には、特例業種自体を全面廃止する法案と、現行の法令が定める特例業種26業種を10業種に縮小する法案が含まれている。

政府・与党は、最近運転手の居眠り運転によ

る大型事故が続いて発生している原因が過度な労働時間にあるとし、バス旅客・貨物運送など、運輸業の特例業種からの除外を推進するという考えだ。2017年7月31日 毎日労働ニュース  
チェ・ジョンナム記者

（翻訳：中村猛）

# 7月の新聞記事から

**7/1** アスベスト関連疾患が周辺で多発している兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場の近くにあった大手企業の社宅に住んでいた兄弟がともに肺がんにかかり、兄は石綿健康被害救済法の認定を受けたが、弟は認定されていなかった。同じ環境で判断が分かれるのは不合理として、弟の遺族が再申請の手続きを始めた。弟は5年前に54歳で死亡、肺から検出された石綿量の不足を理由に09年1月に不認定とされた。

**7/5** 美浦村の「スガノ農機」の従業員らが加入する東京管理職ユニオンが記者会見し、前社長によるパワハラやセクハラに対して損害賠償を求める訴訟の提訴を検討していると明らかにした。前社長は2006年1月の就任以降、従業員に「おまえなんか死ぬ」「生きている意味がない」などと暴言を吐いたり、女性従業員に性交渉の有無を聞いたりするなど、パワハラやセクハラを繰り返した。ユニオンには同社の役員を除く管理職や従業員全員が加入している。

**7/6** 電通の違法残業事件で、東京地検が、労働基準法違反罪で、法人としての電通を略式起訴した。地検は高橋まつりさんの上司については、違法残業が常態化しており、特定の個人に責任を負わせるほどの悪質性はないなどとして、起訴猶予とした。

**7/7** 勤務医の年俸に残業代が含まれるかが争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第2小法廷は、「時間外賃金は、通常の賃金と明確に区別できなければならず、含まない」との判断を示した。

**7/10** 西日本高速道路(大阪市)が、過労自殺した社員に違法な長時間労働をさせたなどとして、神戸西労働基準監督署は労働基準法違反容疑で、法人としての同社と関西支社長ら計7人を神戸地検に書類送検した。元社員の男性(34)は施工管理などを担当。うつ病を発症し、15年2月に神戸市内の社員寮で自殺した。同労基署は15年12月労災認定し、死亡前月約140時間の残業をしていたと認めた。

長野市の運輸会社で観光バス運転手をしていた男性(42)が2008年に脳出血で死亡したのは過重な労働が原因と、妻が国に労災補償の不支給取り消しを求めた訴訟の控訴審判決が東京高裁であり、裁判長は逆転敗訴を言い渡した。サービスエリアや観光地での待機が労働時間に含まれるかが争点だった。裁判長は「乗客に対応する可能性はあるが、労働時間には当たらない」と判断した。

**7/11** 文部科学省は、公立小中学校教員の勤務管理の実態を調べた結果を中教審の特別部会に示した。

出退勤時刻をタイムカード、校務支援システムなど情報通信技術(ICT)で管理する学校は小中とも2割台にとどまった。文科省は6月、中教審に改善策検討を諮問しており、中教審は特別部会での議論を通じ、年内にも具体策をまとめる方針。

**7/12** 電通の違法残業事件について、東京簡裁が「略式命令は不相当」と判断し、公開の法廷で審理されることになった。

**7/13** 連合の神津里季生会長は「高度プロフェッショナル制度」創設に関し、年間104日以上の日休確保を義務化するよう安倍首相に要請した。高プロの導入を事実上容認したことに対し、過労死した人の遺族や連合傘下の労組などから反発が相次いだ。

**7/19** 大阪府和泉市の男性が88歳で誤嚥による低酸素脳症で死亡したのは、労災認定を受けていたびまん性胸膜肥厚が原因だとして、妻が国に遺族補償給付を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は不支給とした労働基準監督署の処分を取り消した。裁判長は重篤化したびまん性胸膜肥厚の影響で、のみ込む機能や物を吐き出す能力が低下していたと指摘。

**7/20** 新国立競技場の建設工事に関わっていた23歳の新卒男性が今年3月に失踪し、長野県で自殺。両親は上野労働基準監督署に労災認定を申請した。男性は、大学卒業後に都内の建設会社に就職し、現場監督をしていた。2016年12月17日から新国立競技場地盤改良工事で長時間労働、深夜勤務、徹夜が続いた。弁護士によると自殺直前の1カ月の時間外労働は211時間56分。2カ月前は143時間32分。

**7/21** 稼働中の四国電力伊方原発3号機は大地震で事故を起こす恐れがあるとして、住民11人が運転差し止めを求めた仮処分申請で、松山地裁は住民側の申し立てを却下した。住民側は高松高裁に即時抗告する方針。

**7/26** 連合が一転して高プロの政労使合意を見送る方針を固めた。27日に札幌市で中央執行委員会を開き、高プロの事実上容認を撤回する。

**7/27** 労災で休職中に解雇された専修大の元職員の男性が地位確認を求めた訴訟の差し戻し上告審で、最高裁第1小法廷は上告を棄却。解雇を有効とした東京高裁判決が確定。最高裁は「労災保険受給中は補償が行われており、雇用主が療養費を負担した場合と同じく打ち切り補償の支払いで解雇できる」とし、審理を高裁に差し戻していた。専修大は約1600万円の打ち切り補償を支払い解雇していた。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー - (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259